

山梨県強度行動障害支援者養成研修実施要綱

1 目的

この要綱は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成27年3月3日障発0303第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「運営要領」という。)の10に基づき、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(以下「基礎研修」という。)及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(以下「実践研修」という。)研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、山梨県又は山梨県知事(以下「知事」という。)が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。ただし、山梨県は、研修の全部又は一部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 研修の内容

研修は、運営要領の別紙1及び別紙2に定める研修とし、目的、研修時間、カリキュラム及び研修講師要件は、次のとおりとする。

(ア) 基礎研修

a 研修対象者

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。

b 研修内容等

研修カリキュラムは、運営要領別紙1を標準とするとともに、当該年度における厚生労働省又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)が実施する強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(以下「国基礎研修」という。)の内容に沿ったものとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

c 研修講師

講義及び演習を担当する講師については、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者の中から、学歴、職歴、資格及び実務経験等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

なお、基礎研修における講師は、国基礎研修を修了した者を中心とすること。

演習は、1組7名程度に分けて実施し、各組に1人の助言者を配置することを基本とすること。

(イ) 実践研修

a 研修対象者

基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。

b 研修内容等

研修カリキュラムは、運営要領別紙 2 を標準とするとともに、当該年度における厚生労働省又はのぞみの園が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(以下「国実践研修」という。)の内容に沿ったものとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

c 研修講師

講義及び演習を担当する講師については、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、実践研修を教授するのに適当な者の中から、学歴、職歴、資格及び実務経験等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

4 履修期間

課程の修了認定のための履修期間は、1 か月以内とする。

5 修了認定

この研修の実施主体は、原則として所定の研修課程を修了した者に対して、修了の認定を行うものとする。

6 修了証明書の交付等

- (1) この研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、修了証書(別記様式 1)を交付するものとする。
- (2) この研修の実施主体は、修了証書を交付した者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、現住所等必要事項を記載した研修修了者名簿(別記様式 2)を管理するものとする。
- (3) 知事は、研修の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 8 日から施行する。

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が山梨県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)を修了したことを証します。

平成 年 月 日

指定研修事業者名

代表者職・氏名

印

